

第2期 宇治市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

1 計画策定の趣旨

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻くさまざまな課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めていきます。また、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、「子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「宇治市教育振興基本計画」「宇治市障害福祉計画」「宇治市健康づくり・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

3 計画の期間と対象

令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とし、主たる対象は、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳に達するまでの子どもと保護者(子育て家庭)とします。

4 計画の基本的視点

宇治市では、「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとにこれまでの成果と課題をふまえて第 2 期の事業計画を展開していきます。

5 基本理念

本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」(前計画)を引き継ぎ、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの宇治市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



6 施策の展開(基本目標・施策の方向性)

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

さらに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

- (1) 子どもの人権を大切にする取組の充実
- (2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり
- (3) 健やかなからだところの育ちへの支援
- (4) とともに育ち合う家庭づくり



基本目標2 安心して子どもを生き育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、妊娠期からの子どもの発育・発達への切れ目のない支援に取り組むとともに、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めます。

また、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援
- (3) 安心して外出できるまちづくりの推進
- (4) 子育ての経済的負担への支援の充実
- (5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

